

全大阪早朝軟式野球大会

主催 全大阪早朝軟式野球連盟

後援 大阪市・毎日新聞社

連 盟 規 約

第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 本連盟は、全大阪早朝軟式野球連盟と称し事務局を下記におく。
〒541-0053 大阪府中央区本町4-5-3 大和本町ビル5階
TEL 06-6262-3535 FAX 06-6262-1919

第 2 章 目的及び事業内容

- 第 1 条 本連盟は、野球活動を通じて健康な心身の保持増進と、相互の親睦を図ることを目的とする。また、その目的達成の為に次の事業を行う。
1. 連盟所属チーム間におけるリーグ戦・トーナメント戦の開催。
 2. 役員会及び代表者連絡協議会(以下、協議会という)の開催。
 3. その他、必要と思われる事業。

第 3 章 加盟資格

- 第 1 条 本連盟への加盟資格は、大阪市内に在住又は在勤の18歳以上の方が1名以上チームに所属していることを条件とする。(高校生を除く)

第 4 章 連盟会員の義務と権利

- 第 1 条 本連盟は、第 2 章第 1 条の目的に賛同し加盟を許可されたチームをその会員とする。
- 第 2 条 会員は、本規約に則って活動すること。また、第 9 章に定められた年会費を滞りなく支払うことを義務とする。
- 第 3 条 会員は、本連盟の決定に疑問並びに不服がある場合には、事務局にその旨を申出てその裁定をうける権利を持つ。

第 5 章 役員会

- 第 1 条 本連盟は、次の役員をおき役員会を構成する。
会長、副会長、事務局長、総務部長、経理部長、審判部長を各 1 名と理事 2 名。
- 第 2 条 役員は、本連盟の趣旨に賛同し運営に積極的に参加する意思のもと、役員会の推薦によって選出され、監督会議によって承認されるものとする。
- 第 3 条 役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 4 条 期間中、役員に交代が必要な事態が発生した場合は、役員会を開催し審議により直ちに新規役員を任命する。
- 第 5 条 役員会は、次の事項を決議する。
1. 当該年度役員案の作成。
 2. 当該年度の大会開催要項及び運営規定案等の作成。
 3. 決算資料及び予算案の作成。
 4. 新規加盟希望チームの審査。
 5. 試合中の諸問題に関する裁定、または問題行為を起こした場合の個人並びにチームに対する処罰の決定。

6. 各会員からの申出事項に対する審議及び裁定。
7. その他、本連盟運営上に必要と思われる事案の決定。

第6章 監督会議

- 第1条 監督会議は、各チームの監督と役員から構成される。
- 第2条 監督会議は、加盟チームの過半数の監督の出席をもって成立するものとする。
- 第3条 監督会議は、大会開始前、期間中、終了後の計3回を定例会として開催する。但し、役員会の決定により必要な場合には臨時で開催する。
- 第4条 監督会議は、次の事項を決議する。
 1. 当該年度役員承認。
 2. 当該年度の大会開催要項及び運営規定案の承認。
 3. 決算及び予算案の承認。
 4. 新規加盟希望チームの加盟許可。
 5. 各会員からの申出事項に対する審議。
 6. その他、本連盟運営上に必要と思われる事案の審議。

第7章 諸案の決定

- 第1条 監督会議において審議した事項について採決をとる場合は、出席会員による過半数以上の賛成で可決するものとする。但し、各チームは1名（1票）とする。

第8章 リーグ戦

- 第1条 リーグ戦の運営については、大会規定に基づいて行う。
- 第2条 大会は、Aリーグ・Bリーグに分かれて、年間2回ずつの総当たり戦を行い、当該年度の大会運営規定に定める通算の勝ち点により年間の順位を決定する。
- 第3条 Aリーグ・Bリーグの編成は以下のように決定する。
 1. 前年度Aリーグ所属チーム及び前年度Bリーグ第1位のチームは、Aリーグに所属する。
 2. 前年度Aリーグ最下位チーム及び前年度Bリーグ所属は、Bリーグに所属する。
 3. 新規加盟チームは、Bリーグ所属とする。
 4. 但し、新規加盟チーム数、退会チーム数によってはこの限りではない。

第9章 年会費

- 第1条 リーグ戦に参加するチームは年会費100,000円を支払うものとする。試合毎のグラウンド代使用代金、試合球代金はこの年会費に含むものとする。年会費のうち20,000円は供託金とし、大会前監督会議、開会式、中間監督会議、閉会式への参加義務を果たすことにより年度末に還付されるものとする。但し、罰金行為が発生した場合は、罰金を除く金額のみ還付される。

第10章 加盟・脱退

- 第1条 第3章第1条の条件を満たし、本連盟の趣旨に賛同し、本規約を遵守するチームであれば加盟を申し込むことが出来ることとする。
- 第2条 加盟は、監督会議の決定をもって許可されるものとする。
- 第3条 脱退は、本連盟事務局に申し出ることにより許可される。但し、一度支払わ

れた年会費はいかなる理由があろうとも返却はされない。

第4条 連盟の規約を度々無視し、目に余る行為が行われた場合は、役員会の裁決により除名することができる。

以上を本連盟の規約とする。

・
・

- ・平成19年2月20日一部改訂
- ・平成27年2月17日一部改定
- ・平成31年2月12日一部改定

大会規定

第1章 大会の実施要領

- 第1条 本大会は、全大阪早朝軟式野球連盟に加盟するチームによって、全大阪早朝軟式野球連盟規約(以下、規約という)に則り行うものとする。
- 第2条 本大会は、規約第8章第2条に定めるA・Bの2リーグ制にて開催する。
- 第3条 本大会の表彰は、各リーグの優勝、準優勝、3位並びに個人賞を対象とし行う。但し、記念大会については別途定めるものとする。
- 第4条 リーグ戦の順位は、次の勝ち点方式により決定する。
1. 第3章に定められた勝ち点は2点、負けは0点、引き分けは双方に1点ずつが与えられその年間合計により順位を決定する。但し双方の都合により大会期間内に行えなかった試合は双方を0点とする。
 2. 年間合計勝ち点と同じ場合は、勝ち数の多いチームを上位とする。
 3. 勝ち点、勝ち数共に同じチームが2チームある場合は、当該チームのリーグ戦での直接対決における得失点差にて順位を決定する。
 4. 2チーム以上が上記3でも決定しない場合は、前年度の成績が下位のチームを上位とする。
- 第5条 リーグ戦の大会期間は原則として4月上旬から10月下旬までとする。

第2章 試合時間と審判代金及び罰金

- 第1条 試合開始時刻は、7時00分とする。但し、両チームの合意があれば審判の判断により試合開始時刻を早めても構わない。
- 第2条 試合時間は1時間30分を基本とし、8時25分を過ぎて新たなイニングには入らない。第1条後段の通り試合開始時刻を早めても終了時刻は変わらないものとする。
- 第3条 8時25分の時点でイニングの途中にある場合は、そのイニングが終了するまで試合を続行する。但し、最大延長を8時40分までとし、これを過ぎて全てのプレーは認めない。この時点でイニングが終了していない場合は、終了成立しているイニングまでを有効とする。
- 第4条 各チームは試合毎に審判代金3,000円を審判に直接支払うものとする。
- 第5条 試合開始時刻の7時00分を過ぎても選手が9名揃わないチームは不戦敗となり、相手チームが不戦勝となり勝ち点が与えられる。
- 第6条 不戦敗のチームは、事務局に罰金10,000円を支払うものとする。
- 第7条 試合開始時刻に両チームとも9名揃っていない場合は、両チームとも事務局に罰金10,000円を支払うものとする。

第3章 試合形式・勝敗の決定・成立

- 第1条 試合は、7回戦で行い得点の多いチームを勝ち、得点の少ないチームを負けとする。
- 第2条 試合前には必ずメンバー表2枚を作成し審判に提出すること。審判は2枚の内容に違いがないか確認した上で1枚を相手チームに渡す。両チームからメンバー表が提出されるまで審判は試合を開始してはならず、試合開始時刻の7時00分を過ぎて提出が遅れた場合は試合時間を経過したものとみなす。

また、試合開始後にメンバー表への追記は認めず、明記されていない選手の出場は一切認めない。試合開始に遅れる選手をメンバー表に控え選手として記載しておくことは認めるものとする。

- 第3条 1 塁側ベンチのチームが後攻、3 塁側ベンチのチームが先攻とする。
- 第4条 コールドゲーム制を実施し、5 回成立時点で10 点差以上の得点差がついた場合は、その時点で得点が多いチームを勝ちとする。
- 第5条 7 回を終了した時点で同点の場合には、試合終了時刻まで延長を行う。
- 第6条 降雨などで試合を中止した場合には、4 回を終了している場合に限り試合は成立するものとする。但し、後攻のチームが勝っている場合は、4 回表が終了した時点で成立する。なお、試合の中止については審判が宣告しその決定に従う。

第4章 試合の運営・進行及び処罰規定

- 第1条 試合の運営・進行上の規則は、当規定に特別な項目がない限り全日本軟式野球連盟規約によるものとする。
- 第2条 試合の運営・進行に関しては、審判員が全決定を行うものとする。
- 第3条 運営・進行に関して疑問のある場合は、監督がその旨を本連盟の事務局長に申入れ、必要に応じ役員会及び監督会議を開催し裁定を行う。
- 第4条 審判員に対する選手交代等の申出及び抗議は、監督または主将に限る。
- 第5条 審判員に対する暴言はこれを認めない。暴言又は暴力行為を行った選手及び監督は、即座に退場処分とする。
- 第6条 1 ゲームで同一チームから2 度の暴言又は暴力行為があった場合は、その時点で没収試合とし、当該チームを負けとする。
- 第7条 特に目に余る行為、暴言に関しては、審判がその旨を事務局長に報告し、必要に応じ役員会及び監督会議を開催し、当該チーム及び選手に対して適当な処分を決定する。
- 第8条 グラウンド外に飛んだファールボールは、原則として攻撃側のチームが取りに行くものとする。また、ファールボールを発見できない場合は、速やかに代替の試合球を提供すものとする。

第5章 特別指名打者制の実施

- 第1条 大会については、10 名で攻撃する特別指名打者制を実施しても構わない。
- 第2条 特別指名打者制を実施する場合は、試合開始前にメンバー表に明記することとし、試合途中からの実施は認めない。
- 第3条 当該指名打者は、他の選手と同様に守備について他の選手と交代することができる。その場合、交代した選手が指名打者となることもでき、再交代も可能とする。

第6章 ユニフォーム及び用具上の規定

- 第1条 ユニフォームの上下、帽子、ストッキング、ベルトについては、チーム内で同一のものを着用することとする。
- 第2条 捕手はマスク、レガース、捕手用ヘルメットの着用を義務とする。
- 第3条 バット(木製、アルミ、カーボン)の使用については、必ず試合前に点検を実施し、ひび割れ等があれば使用しないこと。
- 第4条 ベースについては、1 塁側のチームが持参することとし、規格外のものや、破損しているものは、怪我をする恐れがある為使用しないこと。

第7章 試合日程変更の申出

- 第1条 試合日程通知後の変更の申出は、試合日の10日前までに日程編成係に連絡を入れた場合に限り認める。但し、上期1回、下期1回までとし、上期分を下期に繰り越すことはできないものとする。
- 第2条 上記日程変更についてはグラウンド代金 4,000 円(予約手数料を含む)を連盟に納付することにより認めるものとする。
- 第3条 予定日に試合が出来ないチームは棄権負けとする。
- 第4条 試合前日及び当日の棄権については、第2章第6条に定めた罰金を支払うものとする。
- 第5条 ベースについては、1塁側のチームが持参することとし、規格外のもの、また、破損しているものは、怪我をする恐れがある為使用しないこと。

第8章 シニアチームについて

- 第1条 シニアチームは、満50歳以上又は当該年度に50歳を迎える選手(シニア選手)で構成されたチームであることを原則とする。
- 第2条 シニアチームは、原則としてBリーグに所属するものとする。
- 第3条 シニア選手は、シニアリーグが結成されるまでの期間に限り、シニアチームと他の加盟チームに重複して選手登録できるものとする。

第9章 助っ人制度について

- 第1条 他の加盟チームから助っ人を起用したい場合は、試合の2日前までに担当審判に事前連絡を入れることとし、試合開始までに相手チームに告知することでこれを認めるものとする。
- 第2条 助っ人のユニフォームについては、助っ人チーム又は正式所属チームのどちらのユニフォームでも構わないものとする。
- 第3条 助っ人選手は投手としての出場を認めない。
- 第4条 助っ人選手の打順は9番とする。
- 第4条 助っ人制度を採用し試合を開始した後に、所属選手が9名以上揃った場合は、新たなインニングから特別指名打者制を採用することを認める。但し、遅れてきたメンバーが予めメンバー表の控え選手の欄に明記されていることを条件とする。この場合途中出場の手順は10番とし、助っ人選手が継続して試合に出場する場合は攻撃のみの参加とし第5章第2条には該当しないものとする。

以上を本連盟が実施するリーグ戦大会規定とする。

- ・
- ・
- ・平成19年2月20日一部改訂
- ・平成27年2月17日一部改定
- ・平成31年2月12日一部改定